

令和元年8月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（令和元年6月内容）

有効求人数	40,872人	対前年同月比 1.2%増（2か月ぶりの増加）
有効求職者数	32,390人	対前年同月比 2.8%減（18か月連続の減少）
有効求人倍率	1.36倍	対前月比 0.01ポイント減

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 年齢別 死傷災害発生状況（令和元年上期速報値）

休業4日以上之死傷者数 757人（前年同期 4.7%減）、死亡者数 4人（同 20%減）。また、50歳以上の高年齢労働者の死傷者数は 424人で、半数以上（56.0%）となっている。

3 UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会の開催

首都圏等への経済機能・人材等の集中が進展している中、県内企業の中核的な人材となるようなUIターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進し、県内企業の人材確保を図るため、雇用対策の一環として、「UIターンフェア“かごしま”& 県内就職合同面接会」を開催します。

- ・ 主催 鹿児島労働局、県内ハローワーク、鹿児島県
- ・ 日時 令和元年8月16日（金）13:00～16:30（受付 12:30～）
- ・ 会場 城山ホテル鹿児島

4 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施

ひとり親の就労支援を強化するため、鹿児島市に設けているハローワークの常設窓口に加え、33市町にハローワークの臨時相談窓口を設け、きめ細かな職業相談・職業紹介をする「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

5 「均等・均衡待遇に関する特別相談窓口」を開設

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、働く方々や企業の担当者からの疑問や相談にお答えするための特別相談窓口を開設します。

6月の有効求人倍率は1.36倍で、前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(同)は2.00倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は1.00倍となり、前年同月(0.90倍)を0.1ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、2.2%増と2か月ぶりに増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(4.8%増)は2か月連続の増加、製造業(12.5%減)は2か月連続の減少、運輸業、郵便業(25.0%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(1.2%減)は4か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(1.5%減)は2か月ぶりの減少、医療、福祉(9.9%増)は9か月連続の増加、その他のサービス業(6.4%減)は2か月連続の減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ4.2%減と15か月連続の減少となりました。

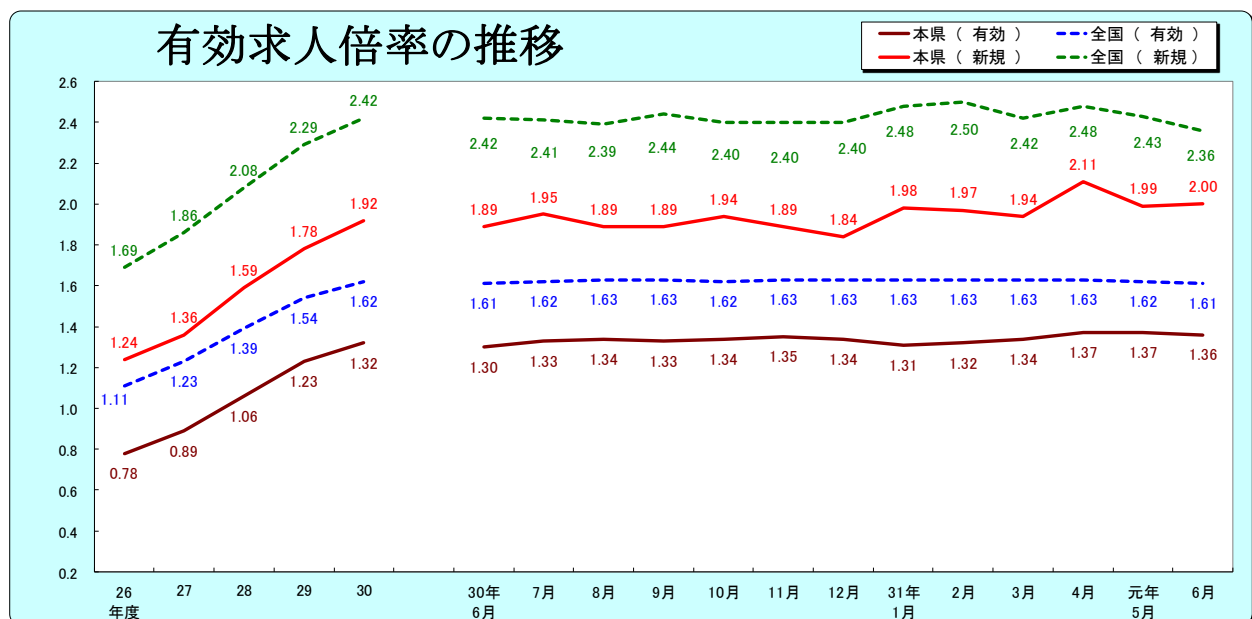
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(0.7%減)は15か月連続の減少、離職求職者(5.6%減)は5か月連続の減少、無業求職者(10.5%減)は4か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(9.8%減)は5か月連続の減少、自己都合離職者(4.6%減)は5か月連続の減少となりました。

政府の6月の月例経済報告では、企業収益は上方修正され、個人消費、設備投資、輸出、生産、雇用情勢、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が38か月連続で1倍台となり、全体としては引き続き改善しているものの、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

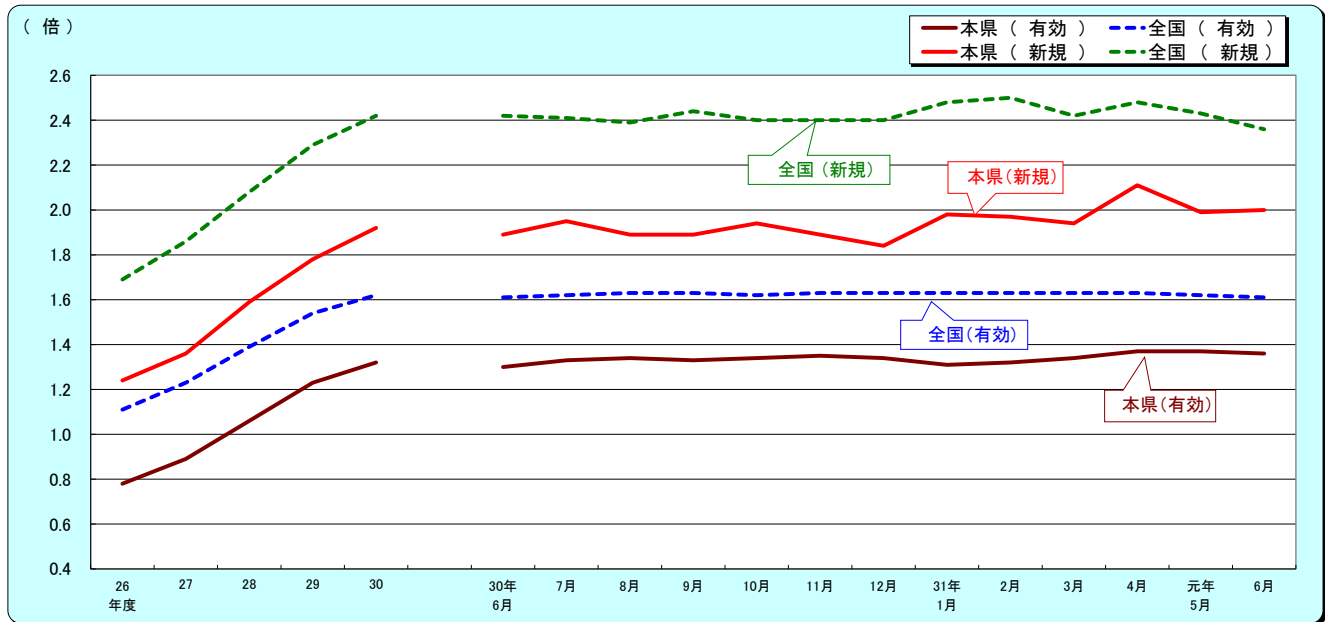


最近の雇用失業情勢 (令和元年6月分)

概況

- ・鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月を0.01ポイント下回った。
なお、全国の6月の有効求人倍率(季節調整値)は1.61倍となり、前月を0.01ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



*30年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

6月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.2%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

6月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(4.8%増)は2ヶ月連続の増加、【製造業】(12.5%減)は2ヶ月連続の減少、【運輸業、郵便業】(25.0%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(1.2%減)は4ヶ月連続の減少、【宿泊業、飲食サービス業】(1.5%減)は2ヶ月ぶりの減少、【医療、福祉】(9.9%増)は9ヶ月連続の増加、【サービス業】(6.4%減)は2ヶ月連続の減少となった。

6月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ1.2%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

新産業分類	平成30年度 (月平均)		平成31年				令和元年			
			3月		4月		5月		6月	
新規求人数	15,055	(2.5)	14,599	(▲ 3.1)	15,523	(2.0)	14,207	(▲ 3.5)	14,335	(2.2)
D 建設業	1,223	(1.1)	1,183	(▲ 8.0)	1,109	(▲ 13.7)	1,309	(4.0)	1,384	(4.8)
E 製造業	1,418	(▲ 3.8)	1,280	(▲ 9.2)	1,459	(11.1)	1,246	(▲ 22.0)	1,163	(▲ 12.5)
H 運輸業、郵便業	634	(▲ 1.5)	693	(▲ 1.6)	577	(25.4)	665	(▲ 20.7)	750	(25.0)
I 卸売業、小売業	2,292	(1.5)	1,820	(▲ 10.2)	2,221	(▲ 10.9)	1,952	(▲ 15.0)	1,949	(▲ 1.2)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,166	(▲ 3.7)	1,032	(▲ 10.0)	1,288	(▲ 15.7)	1,099	(3.4)	1,062	(▲ 1.5)
P 医療、福祉	4,253	(8.0)	4,429	(2.7)	4,593	(6.6)	4,232	(10.2)	4,411	(9.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,691	(6.7)	1,391	(▲ 16.7)	1,771	(22.2)	1,611	(▲ 7.8)	1,498	(▲ 6.4)
有効求人数	41,923	(3.3)	45,161	(2.6)	43,357	(2.3)	40,815	(▲ 1.1)	40,872	(1.2)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

6月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.2%減と15ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(0.7%減)は15ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(5.6%減)は5ヶ月連続の減少、無業求職者(10.5%減)は4ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(9.8%減)は5ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(4.6%減)は5か月連続の減少となった。

6月の受給資格決定件数(6.3%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(1.6%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

6月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.8%減と18ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年				令和元年			
			3月		4月		5月		6月	
新規求職者数	7,856	(▲ 4.7)	8,307	(▲ 10.6)	9,861	(▲ 7.6)	8,061	(▲ 6.8)	7,243	(▲ 4.2)
44歳以下	4,234	(▲ 9.1)	4,430	(▲ 13.5)	4,891	(▲ 11.2)	4,243	(▲ 9.0)	3,860	(▲ 6.1)
※うち34歳以下	2,570	(▲ 11.4)	2,738	(▲ 14.9)	3,055	(▲ 10.6)	2,549	(▲ 9.8)	2,275	(▲ 9.9)
45歳以上	3,622	(1.0)	3,877	(▲ 7.0)	4,970	(▲ 3.9)	3,818	(▲ 4.1)	3,383	(▲ 1.9)
うち55歳以上	2,212	(3.0)	2,410	(▲ 5.6)	3,407	(▲ 1.4)	2,395	(0.8)	2,151	(2.1)
うち65歳以上	806	(16.1)	940	(0.9)	1,440	(0.3)	894	(▲ 0.1)	787	(4.7)
雇用保険受給資格決定件数	2,029	(▲ 0.4)	1,771	(▲ 5.7)	3,330	(0.8)	2,784	(▲ 3.6)	1,836	(▲ 6.3)
有効求職者数	31,686	(▲ 4.1)	32,748	(▲ 3.3)	33,539	(▲ 3.9)	33,035	(▲ 5.1)	32,390	(▲ 2.8)
44歳以下	15,917	(▲ 8.2)	16,149	(▲ 7.7)	16,281	(▲ 7.6)	16,068	(▲ 7.8)	15,672	(▲ 5.7)
※うち34歳以下	9,652	(▲ 9.9)	9,640	(▲ 10.2)	9,889	(▲ 8.9)	9,755	(▲ 9.0)	9,451	(▲ 7.3)
45歳以上	15,770	(0.3)	16,599	(1.4)	17,258	(▲ 0.2)	16,967	(▲ 2.3)	16,718	(0.03)
うち55歳以上	10,004	(1.9)	10,468	(3.7)	11,312	(1.6)	11,205	(▲ 0.3)	11,094	(2.8)
うち65歳以上	3,246	(19.7)	3,561	(13.2)	4,070	(4.9)	4,073	(1.3)	3,992	(6.7)
雇用保険受給者実人員	6,189	(▲ 0.2)	5,533	(0.02)	5,756	(6.0)	6,355	(▲ 1.0)	6,296	(1.6)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年				令和元年			
			3月		4月		5月		6月	
新規常用求職者	7,791	(▲ 4.8)	8,261	(▲ 10.6)	9,779	(▲ 7.9)	7,987	(▲ 6.8)	7,048	(▲ 4.8)
在職求職者	2,203	(▲ 7.6)	2,697	(▲ 10.4)	1,787	(▲ 6.7)	1,779	(▲ 15.1)	1,938	(▲ 0.7)
離職求職者	4,784	(▲ 2.1)	4,618	(▲ 9.8)	7,117	(▲ 7.3)	5,363	(▲ 3.2)	4,410	(▲ 5.6)
うち事業主都合	1,069	(▲ 2.3)	1,053	(▲ 11.7)	1,916	(▲ 17.2)	1,184	(▲ 5.8)	877	(▲ 9.8)
うち自己都合	3,440	(▲ 2.9)	3,295	(▲ 10.4)	4,605	(▲ 4.8)	3,852	(▲ 2.3)	3,284	(▲ 4.6)
無業求職者	804	(▲ 11.7)	946	(▲ 14.5)	875	(▲ 14.5)	845	(▲ 9.6)	700	(▲ 10.5)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

6月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ5.3%減と4ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年				令和元年			
			3月		4月		5月		6月	
就職件数	3,277	(▲ 2.9)	4,181	(▲ 8.0)	3,914	(▲ 5.5)	3,305	(▲ 17.1)	3,190	(▲ 5.3)
44歳以下	1,827	(▲ 6.9)	2,200	(▲ 10.4)	2,015	(▲ 13.1)	1,851	(▲ 17.0)	1,744	(▲ 8.8)
※うち34歳以下	988	(▲ 8.8)	1,162	(▲ 12.4)	1,104	(▲ 14.0)	1,022	(▲ 16.8)	944	(▲ 11.5)
45歳以上	1,450	(2.6)	1,981	(▲ 5.4)	1,899	(4.1)	1,454	(▲ 17.2)	1,446	(▲ 0.7)
うち55歳以上	776	(5.9)	1,073	(▲ 2.1)	1,088	(12.0)	789	(▲ 21.3)	766	(▲ 1.4)
うち65歳以上	191	(28.9)	257	(16.3)	306	(16.8)	230	(▲ 27.2)	214	(21.6)
雇用保険受給者	829	(▲ 0.4)	853	(▲ 9.2)	830	(▲ 1.4)	970	(▲ 6.4)	916	(1.9)

5. 完全失業率(全国)

	28年平均	29年平均	30年平均	31年1月	2月	3月	4月	元年5月	6月
完全失業率 (%)	3.1	2.8	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3
完全失業者数 (万人)	208	190	166	166	156	174	176	165	162

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%,その他はポイント)

	平成30年度 (月平均)		平成31年				令和元年			
			3月		4月		5月		6月	
正社員新規求人倍率	1.30	(0.13)	1.24	(0.13)	1.12	(0.12)	1.33	(0.12)	1.51	(0.18)
正社員新規求人数	6,392	(3.9)	6,508	(0.03)	6,637	(4.8)	6,449	(2.1)	6,748	(8.9)
全新規求人における 構成比	42.5%	(0.6)	44.6%	(1.4)	42.8%	(1.2)	45.4%	(2.5)	47.1%	(3.0)
新規常用フルタイム 求職者数	4,909	(▲ 6.9)	5,231	(▲ 11.0)	5,901	(▲ 6.9)	4,851	(▲ 6.9)	4,462	(▲ 4.2)
全新規求職者における 構成比	62.5%	(▲ 1.4)	63.0%	(▲ 0.3)	59.8%	(0.4)	60.2%	(▲ 0.1)	61.6%	(0.0)
正社員有効求人倍率	0.95	(0.10)	0.97	(0.08)	0.95	(0.09)	0.95	(0.08)	1.00	(0.10)
全 国	1.13	(0.10)	1.14	(0.07)	1.08	(0.06)	1.07	(0.04)	1.10	(0.02)
正社員有効求人数	18,080	(5.1)	19,175	(3.3)	18,890	(4.5)	18,516	(3.6)	18,823	(6.7)
全有効求人における 構成比	43.1%	(0.7)	42.5%	(0.3)	43.6%	(1.0)	45.4%	(2.1)	46.1%	(2.4)
有効常用フルタイム 求職者数	19,041	(▲ 6.4)	19,827	(▲ 5.4)	19,970	(▲ 4.6)	19,439	(▲ 5.6)	18,912	(▲ 3.5)
全求職者における 構成比	60.1%	(▲ 1.5)	60.5%	(▲ 1.4)	59.5%	(▲ 0.5)	58.8%	(▲ 0.4)	58.4%	(▲ 0.4)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和元年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	12,467	12,487	12,296									37,250
	有効求人	18,412	16,909	17,115									52,436
	求人倍率	1.48	1.35	1.39									1.41
北薩地域	有効求職	4,327	4,212	4,036									12,575
	有効求人	5,498	5,347	5,314									16,159
	求人倍率	1.27	1.27	1.32									1.29
川内	有効求職	2,255	2,197	2,099									6,551
	有効求人	2,518	2,522	2,494									7,534
	求人倍率	1.12	1.15	1.19									1.15
出水	有効求職	1,584	1,550	1,506									4,640
	有効求人	2,251	2,103	2,102									6,456
	求人倍率	1.42	1.36	1.40									1.39
宮之城	有効求職	488	465	431									1,384
	有効求人	729	722	718									2,169
	求人倍率	1.49	1.55	1.67									1.57
大隅地域	有効求職	4,559	4,474	4,367									13,400
	有効求人	5,622	5,512	5,492									16,626
	求人倍率	1.23	1.23	1.26									1.24
鹿屋	有効求職	2,898	2,858	2,820									8,576
	有効求人	3,686	3,594	3,636									10,916
	求人倍率	1.27	1.26	1.29									1.27
大隅	有効求職	1,661	1,616	1,547									4,824
	有効求人	1,936	1,918	1,856									5,710
	求人倍率	1.17	1.19	1.20									1.18
南薩地域	有効求職	4,226	4,232	4,136									12,594
	有効求人	4,765	4,561	4,659									13,985
	求人倍率	1.13	1.08	1.13									1.11
加世田	有効求職	1,522	1,539	1,507									4,568
	有効求人	1,649	1,568	1,645									4,862
	求人倍率	1.08	1.02	1.09									1.06
伊集院	有効求職	1,705	1,705	1,665									5,075
	有効求人	1,810	1,797	1,792									5,399
	求人倍率	1.06	1.05	1.08									1.06
指宿	有効求職	999	988	964									2,951
	有効求人	1,306	1,196	1,222									3,724
	求人倍率	1.31	1.21	1.27									1.26
始良地域	有効求職	5,342	5,147	5,086									15,575
	有効求人	6,299	5,982	5,884									18,165
	求人倍率	1.18	1.16	1.16									1.17
国分	有効求職	4,541	4,341	4,288									13,170
	有効求人	5,525	5,165	5,078									15,768
	求人倍率	1.22	1.19	1.18									1.20
大口	有効求職	801	806	798									2,405
	有効求人	774	817	806									2,397
	求人倍率	0.97	1.01	1.01									1.00
熊毛地域	有効求職	650	649	706									2,005
	有効求人	758	732	666									2,156
	求人倍率	1.17	1.13	0.94									1.08
奄美地域	有効求職	1,968	1,834	1,763									5,565
	有効求人	2,003	1,772	1,742									5,517
	求人倍率	1.02	0.97	0.99									0.99
県 計	有効求職	33,539	33,035	32,390									98,964
	有効求人	43,357	40,815	40,872									125,044
	求人倍率	1.29	1.24	1.26									1.26

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

年齢別 死傷災害発生状況（令和元年上期速報値）

休業４日以上の死傷者数 757 人（前年同期 4.7%減）、死亡者数 4 人（同 20%減）。また、50 歳以上の高年齢労働者の死傷者数は 424 人で、半数以上（56.0%）となっている。

令和元年上期の労働災害発生状況（平成 31 年 1 月～令和元年 6 月発生分）を取りまとめましたので、発表します。

鹿児島県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数は 757 人で、前年同期と比較し 4.7%減少、死亡者数は 4 人で、前年同期と比較し 20%減少しました。

また、死傷者数 757 人のうち、高年齢労働者（50 歳以上の労働者）の死傷者数は 424 人で、半数以上（56.0%）となっています。

第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年度～令和 4 年度）における重点業種の 5 業種においても、休業４日以上の死傷者数のうち高年齢労働者の死傷災害の占める割合は、半数以上となっています。

具体的には、製造業 54.6%、建設業 55.7%、陸上貨物運送事業 58.3%、林業 54.9%、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等） 59.9% となっています。

高年齢労働者の労働災害防止について、転倒、墜落・転落、腰痛等の防止のためのチェックリスト等を取りまとめた「エイジアクション 100」の周知を引き続き図っていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

資料 業種別・年齢別 労働災害発生状況（令和元年 6 月末速報値）
業種別・事故の型別 労働災害発生状況（令和元年 6 月末速報値）
エイジアクション 100（概要版・抜粋）

令和元年 業種別死傷災害発生状況（6月末速報値）

年齢別（死傷者数）

鹿児島労働局

業種 \ 年		令和元年		平成30年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		757	4	794	5	-37	-1	-4.7%	-20%
1 製造業		152	1	151	0	1	1	0.7%	
	1 食料品製造業	86	1	79		7	1	8.9%	
	4 木材・木製品製造業	11		15		-4	0	-26.7%	
	9 窯業土石製品製造業	6		8		-2	0	-25.0%	
	11～12 金属製品製造業	11		6		5	0	83.3%	
	13～15 機械機具製造業	11		13		-2	0	-15.4%	
	上記以外の製造業	27		30		-3	0	-10.0%	
2 鉱業	0	0	4	0	-4	0	-100.0%		
3 建設業		115	0	127	2	-12	-2	-9.4%	-100%
	1 土木工事業	57		47		10	0	21.3%	
	2 建築工事業	51		65	2	-14	-2	-21.5%	-100%
	3 その他の建設業	7		15		-8	0	-53.3%	
4 運輸交通業		71	0	93	0	-22	0	-23.7%	
	1 鉄道・航空機業	0		5		-5	0	-100.0%	
	2 道路旅客運送業	2		10		-8	0	-80.0%	
	3 道路貨物運送業	69		76		-7	0	-9.2%	
	4 その他の運輸交通業	0		2		-2	0	-100.0%	
5 貨物取扱業		10	0	15	0	-5	0	-33.3%	
	1 陸上貨物取扱業	3		6		-3	0	-50.0%	
	2 港湾運送業	7		9		-2	0	-22.2%	
6 農林業		47	2	36	2	11	0	30.6%	0%
	1 農業	16	1	16	1	0	0	0.0%	0%
	2 林業	31	1	20	1	11	0	55.0%	0%
7 畜産・水産業	35	0	41	0	-6	0	-14.6%		
8 商業		106	0	94	0	12	0	12.8%	
	1 卸売業	16		8		8	0	100.0%	
	2 小売業	81		68		13	0	19.1%	
	3 理美容業	0		3		-3	0	-100.0%	
	4 その他の商業	9		15		-6	0	-40.0%	
9 金融・広告業	8	0	7	0	1	0	14.3%		
11 通信業	11	0	11	0	0	0	0.0%		
12 教育・研究業	8	0	7	0	1	0	14.3%		
13 保健衛生業		98	0	114	0	-16	0	-14.0%	
	1 医療保健業	42		56		-14	0	-25.0%	
	2 社会福祉施設	56		56		0	0	0.0%	
	3 その他の保健衛生業	0		2		-2	0	-100.0%	
14 接客娯楽業		40	0	42	0	-2	0	-4.8%	
	1 旅館業	12		7		5	0	71.4%	
	2 飲食店	20		17		3	0	17.6%	
	3 その他の接客娯楽業	8		18		-10	0	-55.6%	
上記以外の事業		56	1	52	1	4	0	7.7%	0%
	10 映画・演劇業	0		0		0	0		
	15 清掃・と畜業	35	1	30	1	5	0	16.7%	0%
	16 官公署	0		2		-2	0	-100.0%	
	17 その他の事業	21		20		1	0	5.0%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		72	0	82	0	-10	0	-12.2%	
第三次産業（8～17）		327	1	327	1	0	0	0.0%	0%

業種	年齢	人数	割合
全産業	～19歳	11	1.5%
	20歳～29歳	83	11.0%
	30歳～39歳	101	13.3%
	40歳～49歳	138	18.2%
	50歳～59歳	174	23.0%
	60歳～	250	33.0%
製造業	～19歳	4	2.6%
	20歳～29歳	22	14.5%
	30歳～39歳	16	10.5%
	40歳～49歳	27	17.8%
	50歳～59歳	36	23.7%
	60歳～	47	30.9%
建設業	～19歳	2	1.7%
	20歳～29歳	13	11.3%
	30歳～39歳	15	13.0%
	40歳～49歳	21	18.3%
	50歳～59歳	23	20.0%
	60歳～	41	35.7%
陸上貨物運送事業	～19歳	1	1.4%
	20歳～29歳	6	8.3%
	30歳～39歳	9	12.5%
	40歳～49歳	14	19.4%
	50歳～59歳	23	31.9%
	60歳～	19	26.4%
林業	～19歳	1	3.2%
	20歳～29歳	3	9.7%
	30歳～39歳	6	19.4%
	40歳～49歳	4	12.9%
	50歳～59歳	10	32.3%
	60歳～	7	22.6%
第三次産業	～19歳	2	0.6%
	20歳～29歳	31	9.5%
	30歳～39歳	42	12.8%
	40歳～49歳	56	17.1%
	50歳～59歳	71	21.7%
	60歳～	125	38.2%
小売業	～19歳	0	0.0%
	20歳～29歳	6	7.4%
	30歳～39歳	9	11.1%
	40歳～49歳	16	19.8%
	50歳～59歳	18	22.2%
	60歳～	32	39.5%
社会福祉施設	～19歳	0	0.0%
	20歳～29歳	10	17.9%
	30歳～39歳	6	10.7%
	40歳～49歳	10	17.9%
	50歳～59歳	11	19.6%
	60歳～	19	33.9%
飲食店	～19歳	2	10.0%
	20歳～29歳	1	5.0%
	30歳～39歳	4	20.0%
	40歳～49歳	3	15.0%
	50歳～59歳	4	20.0%
	60歳～	6	30.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和元年 業種別死傷災害発生状況（6月末速報値）

事故の型別（死傷者数）

鹿児島労働局

業種	年	令和元年		平成30年 (同月末)		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		757	4	794	5	-37	-1	-4.7%	-20.0%
1 製造業		152	1	151	0	1	1	0.7%	
1 1 食料品製造業		86	1	79		7	1	8.9%	
4 木材・木製品製造業		11		15		-4	0	-26.7%	
9 窯業土石製品製造業		6		8		-2	0	-25.0%	
11～12 金属製品製造業		11		6		5	0	83.3%	
13～15 機械機具製造業		11		13		-2	0	-15.4%	
上記以外の製造業		27		30		-3	0	-10.0%	
2 鉱業		0	0	4	0	-4	0	-100.0%	
3 建設業		115	0	127	2	-12	-2	-9.4%	-100.0%
3 1 土木工事業		57		47		10	0	21.3%	
2 建築工事業		51		65	2	-14	-2	-21.5%	-100.0%
3 その他の建設業		7		15		-8	0	-53.3%	
4 運輸交通業		71	0	93	0	-22	0	-23.7%	
4 1 鉄道・航空機業		0		5		-5	0	-100.0%	
2 道路旅客運送業		2		10		-8	0	-80.0%	
3 道路貨物運送業		69		76		-7	0	-9.2%	
4 その他の運輸交通業		0		2		-2	0	-100.0%	
5 貨物取扱業		10	0	15	0	-5	0	-33.3%	
5 1 陸上貨物取扱業		3		6		-3	0	-50.0%	
2 港湾運送業		7		9		-2	0	-22.2%	
6 農林業		47	2	36	2	11	0	30.6%	0.0%
6 1 農業		16	1	16	1	0	0	0.0%	0.0%
2 林業		31	1	20	1	11	0	55.0%	0.0%
7 畜産・水産業		35	0	41	0	-6	0	-14.6%	
8 商業		106	0	94	0	12	0	12.8%	
8 1 卸売業		16		8		8	0	100.0%	
2 小売業		81		68		13	0	19.1%	
3 理美容業		0		3		-3	0	-100.0%	
4 その他の商業		9		15		-6	0	-40.0%	
9 金融・広告業		8	0	7	0	1	0	14.3%	
11 通信業		11	0	11	0	0	0	0.0%	
12 教育・研究業		8	0	7	0	1	0	14.3%	
13 保健衛生業		98	0	114	0	-16	0	-14.0%	
13 1 医療保健業		42		56		-14	0	-25.0%	
2 社会福祉施設		56		56		0	0	0.0%	
3 その他の保健衛生業		0		2		-2	0	-100.0%	
14 接客娯楽業		40	0	42	0	-2	0	-4.8%	
14 1 旅館業		12		7		5	0	71.4%	
2 飲食店		20		17		3	0	17.6%	
3 その他の接客娯楽業		8		18		-10	0	-55.6%	
上記以外の事業		56	1	52	1	4	0	7.7%	0.0%
10 映画・演劇業		0		0		0	0		
15 清掃・と畜業		35	1	30	1	5	0	16.7%	0.0%
16 官公署		0		2		-2	0	-100.0%	
17 その他の事業		21		20		1	0	5.0%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		72	0	82	0	-10	0	-12.2%	
第三次産業（8～17）		327	1	327	1	0	0	0.0%	0.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	160	21.1%
	2	墜落・転落	143	18.9%
	3	動作の反動・無理な動作	109	14.4%
	4	はさまれ・巻き込まれ	87	11.5%
	5	切れ・こすれ	56	7.4%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	35	23.0%
	2	墜落・転落	27	17.8%
	3	転倒	26	17.1%
	4	切れ・こすれ	16	10.5%
	5	動作の反動・無理な動作	12	7.9%
建設業	1	墜落・転落	41	35.7%
	2	切れ・こすれ	14	12.2%
	2	転倒	13	11.3%
	4	はさまれ・巻き込まれ	9	7.8%
	5	飛来・落下	8	7.0%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	26	36.1%
	2	動作の反動・無理な動作	14	19.4%
	3	転倒	6	8.3%
	3	崩壊・倒壊	6	8.3%
	5	激突	5	6.9%
林業	1	切れ・こすれ	8	25.8%
	2	飛来・落下	6	19.4%
	3	激突され	5	16.1%
	4	墜落・転落	4	12.9%
	5	崩壊・倒壊	3	9.7%
第三次産業	1	転倒	104	31.8%
	2	動作の反動・無理な動作	74	22.6%
	3	墜落・転落	37	11.3%
	4	交通事故（道路）	30	9.2%
	5	はさまれ・巻き込まれ	20	6.1%
小売業	1	転倒	24	29.6%
	2	動作の反動・無理な動作	15	18.5%
	3	墜落・転落	10	12.3%
	4	交通事故（道路）	9	11.1%
	5	はさまれ・巻き込まれ	6	7.4%
社会福祉施設	1	動作の反動・無理な動作	26	46.4%
	2	転倒	16	28.6%
	3	その他	5	8.9%
	4	切れ・こすれ	3	5.4%
	5	墜落・転落	2	3.6%
飲食店	1	転倒	7	35.0%
	2	切れ・こすれ	6	30.0%
	3	墜落・転落	1	5.0%
	3	飛来・落下	1	5.0%
	3	崩壊・倒壊	1	5.0%

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上
の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

エイジアクション 100

～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～

<概要版>



中央労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ⅲ 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 (100 の「エイジアクション」)	結 果	
			優先度
1 高齢労働者の戦力としての活用			
1	高齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。		
2 高齢労働者の安全衛生の総括管理			
(1) 基本方針の表明			
2	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。		
(2) 高齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等			
3	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。		
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。		
5	高齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。		
3 高齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策			
(1) 転倒防止			
① つまずき、踏み外し、滑りの防止措置			
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。		
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。		
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。		
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。		
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。		
② 安全な作業靴の着用			
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を着用させている。		
③ 歩行時の禁止事項			
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。		
④ 危険マップ等の作成・周知			
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。		
(2) 墜落・転落防止			
① 高所作業の回避			
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。		
② 作業床・手すり等の設置			
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。		
③ 保護具の使用			
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット（「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。）を着用させた上で、安全帯を使用させている。		

Ⅲ

チェックリスト

番 号		チ ョ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果 優先度	
④ 墜落・転落防止設備の作業前確認				
17	高所で作業をさせる場合には、その作業開始前に、作業床や手すり、安全帯を安全に取り付ける設備等の安全性の確認を行っている。			
⑤ はしご・脚立の使用の回避				
18	はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させている。			
⑥ はしご・脚立の安全使用				
19	はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させている。			
(3) 腰痛予防				
① 作業姿勢				
20	ひねり、前かがみ、中腰等の不自然な作業姿勢を取らせないようにしている。			
21	肘（ひじ）の曲げ角度が90度になるように、作業台の高さを調節している。			
22	同一作業姿勢を長時間取らせないようにしている。			
23	不自然な姿勢を取らざるを得ない場合や反復作業を行わせる場合には、休憩・休止をはさんだり、他の作業と組み合わせることにより、できる限り連続しないようにしている。			
② 重量物の取扱い				
24	重量物の取扱作業を、できる限り少なくしている。			
25	重量物を取り扱う場合には、機械（台車・昇降装置・バルンサー等）による自動化・省力化、腰痛予防ベルト・アシストスーツ等の活用による負担の軽減を行っている。			
26	重量物の重量や外観から判断できない偏った重心の位置を、できる限り明示している。			
③ 介護・看護作業				
27	要介護者のベッドから車いす等への移乗介助等には、介護用リフト、スライディングボード・シート等を活用している。			
(4) はさまれ・巻き込まれ防止				
① ガードの設置				
28	機械の危険な部分には、バランスを崩しても、接触することがない高さのガード（囲い、柵、扉、カバー等）を設けて防護するとともに、そのガードには、ぶつかっても怪我をしないようにクッションをつけている。			
② 安全装置の設置				
29	身体の一部が機械と接触する前に、機械が安全側に停止する安全装置を設けている。			
③ 標識・表示等				
30	機械の危険な部分には、見やすい標識・表示等により注意喚起を行っている。			
④ 機械の保守・点検時の停止				
31	機械を停止させて、点検中等の表示をした上で、機械の清掃・修理等の保守・点検を行っている。			
⑤ 服装の確認				
32	上着やズボンの裾は巻き込まれるおそれがないか、袖のボタンはかけているか等について、作業開始前に確認している。			
⑥ 安全装置の確認				
33	安全カバー・安全囲い等を取り外した場合には、機械が停止することを確認している。			
(5) 交通労働災害防止				
① 適正な労働時間管理・走行管理				
34	長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものになっている。			

番 号	チ ェ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」）	結 果	
		優先度	
	② 安全健康問いかけ等		
35	疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問いかけやアルコールチェッカー等により確認している。		
	③ 運転適性の検査		
36	運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行っている。		
	④ 交通安全教育の実施		
37	睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っている。		
38	自動車運転を専門とする運転手については、ドライブ・レコーダーの記録や添乗チェック等により運転技能を確認して、運転指導を行っている。		
	⑤ 交通安全情報マップの作成・周知		
39	交通事故発生状況、デジタル・タコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知している。		
	⑥ 先進安全技術を搭載した車両の導入		
40	自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入している。		
	⑦ 異常気象時等の対応		
41	急な天候の悪化や異常気象の場合には、安全の確保のための走行中止、徐行運転や一時待機等の必要な指示を行っている。		
	⑧ 点検・整備		
42	定期点検整備のほかに、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、車両の保守管理を適切に行っている。		
	(6) 熱中症予防		
	① 作業計画の策定等		
43	天気予報や熱中症予報で把握した熱中症発生の危険度に応じて、作業の中止、作業時間の短縮等ができるように、余裕を持った作業計画を立てている。		
	② 暑さ指数（WBGT値）の把握		
44	暑さ指数（WBGT値）を測定して、基準値を超える（おそれのある）作業場所（高温多湿作業場所）については、必要な熱中症予防対策を行っている。		
	③ 暑さ指数を下げるための設備の整備		
45	簡易な屋根、通風・冷房設備や、ミストシャワー等の暑さ指数を下げるための設備を整備している。		
	④ 休憩場所の整備		
46	作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を整備している。		
	⑤ 涼しい服装		
47	クールジャケット等の透湿性・通気性のよい服を着用させるとともに、直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット等）を着用させている。		
	⑥ 作業時間の短縮等		
48	暑さ指数が高いときは、作業の中止、作業時間の短縮、こまめな休憩、身体作業強度の低い作業への変更、作業場所の変更等を行っている。		
	⑦ 熱への順化		
49	暑さに慣れるまでの間（梅雨明け直後、長期の休み明け等）は十分な休憩を取り、1週間程度以上かけて徐々に身体を慣らすようにしている。		
	⑧ 水分・塩分の摂取		
50	自覚症状の有無に関わらず、定期的に水分・塩分を摂取させている。		
	⑨ 健康診断の有所見者への対応		
51	健康診断結果に所見のある高年齢労働者に、高温多湿作業場所で作業をさせる場合には、医師の意見を聴いて、適切な就業上の措置（作業時間の短縮、就業場所や作業内容の変更等）を行っている。		

番 号		チ ャ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果 優先度	
⑩ 健康問いかけ				
52	作業開始前に、睡眠不足や体調不良の有無等の問いかけを行って、健康状態を確認している。			
⑪ 作業中の巡視				
53	高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻繁に行って、暑熱環境や健康状態等を確認している。			
4 高齢労働者の作業管理				
(1) 作業内容の調整や作業開始前の準備体操				
54	高齢労働者の身体・精神機能には個人差が大きいことを踏まえて、個々人の状況に応じて、作業負荷が大きすぎないように、作業内容をきめ細かく調整している。			
55	作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手できるようにしている。			
(2) 作業負荷の軽減				
56	強い筋力を要する作業や長時間にわたって筋力を使用する作業は減らしている。			
57	呼吸が乱れるような速い動作を伴う作業や瞬時の判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がかからないようにしている。			
(3) 作業ペースや作業量のコントロール				
58	担当する作業の量や到達点を事前に明示するほか、自らの作業の進捗状況を確認できるようにしている。			
59	作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個々人に合ったものとなるように調整している。			
(4) 休憩・休止				
60	休憩時間のほかに、トイレに行くための時間や作業の休止時間を取ることができるようにしている。			
61	高度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしている。			
62	疲労やストレスを効果的に癒すことができる休憩室、シャワー室、相談室、運動施設等を設置している。			
5 高齢労働者の作業環境管理				
(1) 視覚環境の整備				
63	書面・ディスプレイ（表示画面）、掲示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくなるように工夫している。			
64	手元や文字が見やすくなるように、職場の明るさを確保している。			
65	近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整している。			
(2) 聴覚環境の整備				
66	会話を妨げる背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしている。			
67	会話を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法（書面、回転灯、タワーランプ等）によっている。			
(3) 寒冷環境への対応				
68	寒冷環境に長時間さらされないように作業計画を立てている。			
69	寒冷環境下での作業を開始する前に、体を温めるための準備運動を行うとともに、作業時は、保温性のある防寒具（服装、手袋、帽子、靴等）を着用させている。			

番 号		チ ャ ッ ク 項 目 （ 100 の「エイジアクション」 ）	結 果 優先度	
6 高齢労働者の健康管理				
(1) 健康診断と事後措置の確実な実施等				
① 健康診断の確実な実施等				
70	病気があったり、体調が不良であったりする高齢労働者も見られること等を踏まえて、きめ細かな健康管理を行っている。			
71	法令に基づく健康診断の対象外となる場合もある定年退職後に再雇用された短時間勤務者や隔日勤務者等についても、健康診断を実施している。			
② 健康診断の事後措置				
72	健康診断結果に所見がある場合には、医師等の意見を勘案して、就業上の措置（作業時間の短縮、作業内容の変更等）を確実に実行している。			
73	所見のある健康診断結果を踏まえて、医師等から意見を聴取する際には、医師等が判断を行うに当たって必要となる本人の就業状況に関する情報（作業時間、作業内容等）を的確に提供している。			
③ 保健指導、健康相談等				
74	保健指導や健康相談等においては、健康診断の有所見の状況やその経年的な変化に応じて、必要となる具体的な取組内容（運動、休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙、口腔衛生等）を指示している。			
④ 精密検査や医療機関への受診の勧奨				
75	健康診断において生活習慣病が把握された場合には、保健指導による進行の抑制に加えて、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。			
76	健康診断において職務遂行能力に大きな影響を及ぼす視力や聴力等に所見がある場合には、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。			
⑤ 病気休職後の職場復帰				
77	医療機関への受診終了後においても、休職前の体調にまでには未回復であったり、体力が低下していたりする場合も見られること等を踏まえて、病気休職後の職場復帰が円滑にできるように就業上の配慮を行っている。			
⑥ 体調不良時等に対応できる体制の整備				
78	体調不良等の場合に、職場で休養できる部屋を確保するとともに、すぐに医療機関等を受診できる体制を整備している。			
(2) メンタルヘルスケア				
① 高齢労働者の特性への配慮				
79	高齢労働者の特性（職場における役割の変化、病気・体調不良、睡眠の質の低下等に伴うストレスの増加やストレス耐性の低下等）を踏まえたメンタルヘルスケアを行っている。			
② 研修・情報提供				
80	高齢労働者や管理監督者に対して、メンタルヘルスケアについての研修や情報提供を行っている。			
③ 相談窓口の設置				
81	メンタルヘルスケアについての相談窓口の設置等により相談しやすい環境を整備している。			
④ ストレスチェック				
82	ストレスチェック（ストレスの状況を把握するための検査）を実施して、作業時間の短縮、作業内容の変更等の就業上の措置や職場環境の改善を行っている。			
⑤ 職場復帰の支援				
83	メンタルヘルス不調により休職した場合に、円滑に職場復帰できるようにするためのプログラムを定めている。			
(3) 転倒・腰痛等の予防のための体力測定・運動指導				
84	転倒・腰痛等に関連する体力測定やその予防のための筋トレ・ストレッチ体操等の運動指導を行っている。			
(4) がんの教育と検診				
85	がんについての理解を促す健康教育を行うとともに、がん予防につながる生活習慣の改善（禁煙等）の指導を行っている。			
86	がん検診を実施したり、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。			

III

チェックリスト

番 号	チ ャ ッ ク 項 目 (100 の「エイジアクション」)	結 果	
			優先度
7 高齢労働者に対する安全衛生教育			
(1) 安全衛生教育の確実な実施			
87	法令で定められた安全衛生教育を確実に実施している。		
(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育			
88	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクを低減させるための安全衛生教育を行っている。		
(3) 教育・指導の実施に当たっての高齢労働者の特性への配慮			
89	「ベテランだから大丈夫」という先入観は持たないで、十分な時間をかけて、教育・指導を行っている。		
8 高齢労働者の勤務条件			
(1) 勤務形態・労働時間			
90	定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を利用できるようにしている。		
(2) 夜勤			
91	できる限り夜勤を避けるとともに、夜勤をさせる場合には、心身の負担を軽減するように夜勤シフトや休日調整している。		
(3) 安全や健康の確保に配慮した職務配置			
92	高齢労働者の健康状態、身体・精神機能の状態等を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行っている。		
(4) 高齢労働者の円滑な職場適応			
93	高齢労働者の職場における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適応できるように、きめ細かな目配りを行っている。		
(5) 治療と仕事との両立支援			
94	治療と仕事との両立を図りながら、安心して働けるように必要な支援や環境整備を行っている。		
9 高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備 (エイジ・マネジメント)			
(1) 健康づくりの支援			
95	高齢期になっても元気に働くことができるように、若年時から、運動指導、生活習慣指導 (休養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙等) 等の健康教育、口腔衛生等の健康づくりの支援を行っている。		
(2) 女性特有の健康上の課題 (母性健康管理、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等) についての支援			
96	妊娠・出産に伴う体調不良や更年期障害の症状が強い場合には、就業上の配慮や産婦人科の受診勧奨を行っている。		
97	乳がんや子宮がんについて、女性労働者に対する健康教育を行うとともに、がん検診の実施、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。		
98	若年時から、更年期以降の骨粗しょう症についての健康教育を行うとともに、極端なダイエットの防止等の食事指導や運動習慣づくりの支援を行っている。		
(3) 長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保			
99	仕事により心身の健康を害することのないように、若年時から、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保を行っている。		
(4) キャリア形成の支援			
100	若年時から、高齢期までを見据えたキャリア形成の支援を行うとともに、高齢期を迎える前に、今後のキャリアについて考える機会を提供している。		
(注1) 「結果」欄の記入方法は、以下のとおりです。 ・「○」: 取組を既に行っており、現行のままでよい。 ・「×」: 取組を行っていない、又は行っているが、さらに改善が必要。 ・「-」: 対象業務なし、又は検討の必要なし。 (注2) 「優先度」欄は、優先して改善の取組を行う必要があると考える項目にチェックを入れます。			

UIターンフェア“かごしま” & 県内就職合同面接会を開催します

首都圏等への経済機能・人材等の集中が進展している中で、地方圏においては、技術、知識を有する人材の不足などが生じる一方、UIターンにより就業、起業及び地域の社会貢献を目指す方々や県内での就職を希望する方々に対する対応が求められています。

鹿児島県内では、平成31年3月末現在の県内希望高校生の就職内定率が99.7%と平成以降最高値となりましたが、県外への人材流出・県内の人材不足解消が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、国・県においては、関係機関との連携のもと、雇用の確保と新規雇用創出への取組の一環として、県内企業の中核的な人材となるようなUIターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進するための就職面接会「UIターンフェア“かごしま” & 県内就職合同面接会」を開催します。

開催時期については、例年、夏（お盆）の帰省時期を考慮して、次の表のとおりとしています。

開催日時	8月16日(金)13:00～16:30（受付 12:30～）
開催場所	城山ホテル鹿児島
実施内容	- 県内企業等との就職面接会（※ 履歴書【必要数】持参） - ハローワーク職員による職業相談 - ふるさと人材相談員によるUIターン相談 - 県内求人情報など
企業情報	参加企業については、県ホームページで公開 http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/ui/r1ui.html
参加費・ 対象者等	- 参加費無料 - 県内へのUIターン希望者 - 県内求職者 - 来春3月卒業予定の学生（高校生を除く）
主 催	鹿児島県・鹿児島労働局・県内ハローワーク
連絡先	鹿児島県雇用労政課雇用促進係 (〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 鹿児島県庁 10 階 電話 099-286-3028)

鹿児島で働かんけー？

※鹿児島弁で「鹿児島で働きませんか」の意味です。

令和元年度

Uターンフェア “かごしま” &

参加
無料

事前登録
不要

年齢
不問

入退場
自由

県内就職合同面接会

対象者

鹿児島県へのUターン希望者、県内求職者、
来春3月卒業予定の大学・短大等の学生（※高校生を除く）

★クールビズ推進のため、
軽装（ノー上着、ノーネクタイ）
で御参加ください。

2019年 8.16 金

受付 12:30 ~

説明会 13:00 ▶ 16:30

場所 城山ホテル鹿児島

鹿児島市新照院町41番1号
TEL. 099-224-2211

西郷
どんどん、
かごんま!



(c)pref kagoshima

主催/鹿児島県・鹿児島労働局・県内ハローワーク

お問合せ

鹿児島県雇用労政課雇用促進係
〒890-8577鹿児島市鴨池新町10-1鹿児島県庁10階

TEL.099-286-3028

県ホームページ>産業・労働>雇用・労働>就職面接会・インターンシップ等のご案内

鹿児島 就職面接会

検索



「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します

ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせて、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、ひとり親の正社員化等に取り組みます。

本キャンペーンに際して、今年度も県内各地にハローワークの臨時相談窓口を設置します。

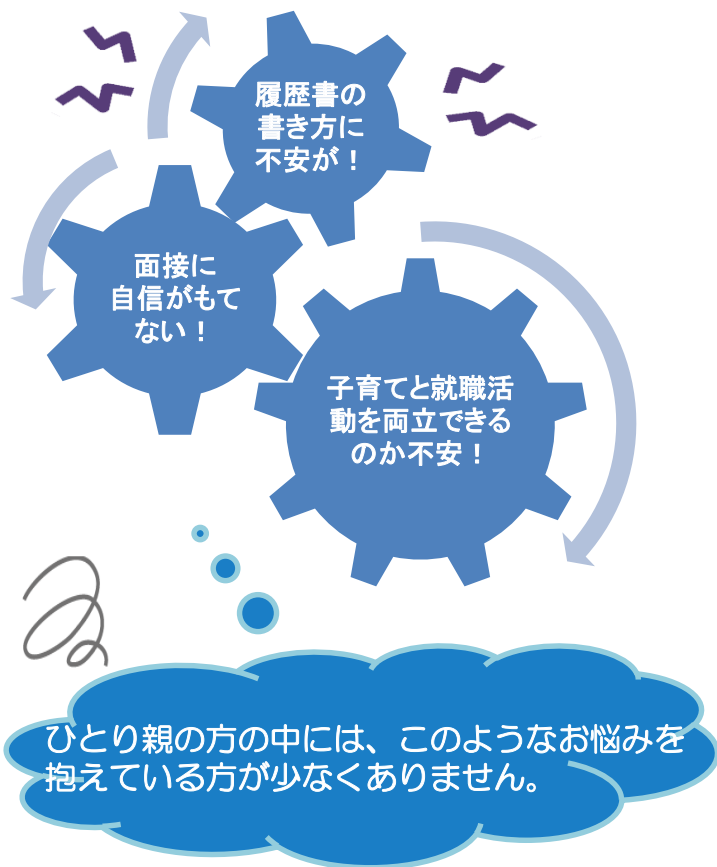
市 町 村	設 置 場 所	日 時
鹿児島市	鹿児島市役所 こども福祉課相談室	8月9日(金)、8月13日(火)～16日(金)9:00～16:00
	鹿児島市役所東別館1階	9:00～16:00
	生活・就労支援センター かごしま(常設窓口)	
鹿屋市	鹿屋市役所別館 第2会議室	8月第2週以降の毎週月・水・金曜日(8月5, 7, 9, 14, 16, 19, 21, 23, 26, 28, 30日) 9:30～15:30
枕崎市	枕崎市役所本庁1階 福祉課相談室	8月22日(木) 10:00～16:00
阿久根市	阿久根市役所 福祉課7番窓口	8月21日(水)、27日(火) 10:00～15:00
出水市	出水市役所 相談室8番	8月6日(火) 9:30～15:30
	出水市役所野田支所 市民相談室	8月8日(木) 9:30～12:00
	出水市高尾野公民館 研修室	8月8日(木) 13:00～15:30
指宿市	指宿市役所1階 第一会議室	8月16日(金) 11:00～14:00
	指宿市役所開聞支所 1階フロア	8月21日(水) 11:00～14:00
西之表市	西之表市役所1階 福祉事務所相談室	8月2日(金) 9:00～12:00
垂水市	垂水市役所 福祉課内相談室	8月27日(火)、29(木) 9:30～15:30
薩摩川内市	薩摩川内市役所6階 603会議室	8月7日(水)、14日(水)、28日(水) 10:00～16:00
日置市	日置市役所 福祉課相談室	8月16日(金) 10:00～15:00
曾於市	曾於市役所末吉本庁1階 相談室	8月13日(火) 10:00～15:00
	曾於市役所財部支所1階 第1会議室	8月16日(金) 10:00～15:00
霧島市	霧島市役所 子育て支援課相談室	8月1日(木)、2日(金)、5日(月)、7日(水)9:30～15:00
いちき串木野市	いちき串木野市役所串木野庁舎	8月9日(金) 10:00～15:00
	地下大会議室	

南さつま市	南さつま市総合保健福祉C ふれあいかせだ2階相談室	8月7日(水) 10:00～16:00
志布志市	志布志市役所志布志支所 1階西会議室	8月6日(火) 10:00～15:00
	志布志市役所本庁横 有明公民館和室	8月8日(木) 10:00～15:00
奄美市	奄美市役所 福祉政策課	8月21日(水)、28日(水) 9:00～16:00
南九州市	南九州市役所川辺庁舎2階 第4会議室	8月21日(水) 10:00～16:00
伊佐市	伊佐市役所 こども課第4会議室	8月19日(月) 10:00～16:00
始良市	始良市役所蒲生総合支所 福祉係相談室	8月8日(木) 10:00～15:00
	始良市役所加治木総合支所 福祉係相談室	8月21日(水) 10:00～15:00
湧水町	湧水町栗野庁舎 別館2会議室	8月29日(木) 9:30～15:00
大崎町	大崎町役場1階 相談室	8月13日(火)、16日(金) 9:30～15:30
東串良町	東串良町役場 東串良町保健センター1階	8月14日(水)、15日(木) 9:30～15:30
錦江町	錦江町役場本庁 1階会議室	8月22日(木) 9:30～15:30
南大隅町	南大隅町役場本庁 中央公民館1階	8月13日(火) 9:30～15:30
肝付町	肝付町役場1階 第1会議室	8月7日(水)、8日(木) 9:30～15:30
中種子町	中種子町役場1階 福祉環境課相談室	8月1日(木) 10:00～15:00
南種子町	南種子町役場2階 議会事務局図書室	8月7日(水) 13:00～16:00
屋久島町	屋久島町役場安房出張所2階 視聴覚室	8月15日(木) 13:00～16:00
	屋久島町離島開発総合センター1階	8月16日(金) 9:30～15:00
	第2会議室	
喜界町	喜界町役場 住民課町民相談室	8月22日(木) 10:30～14:00
徳之島町	徳之島町役場1階 会議室	8月9日(金) 10:30～15:00
天城町	天城町役場1階 入札室	8月6日(火) 10:00～15:00
伊仙町	伊仙町役場 選挙管理委員会室	8月7日(水) 10:00～15:00
与論町	与論町役場仮庁舎 多目的屋内運動場	8月16日(金) 14:00～17:00

※ いずれの窓口も12:00～13:00はお昼休みになります。

出張ハローワーク！

ひとり親全力サポートキャンペーン



解決！

- ★担当制による伴走型支援
- ★きめ細やかな職業相談
- ★ひとり親の方向けの求人情報
- ★ひとり親の方向け職業訓練情報

ひとりで悩まないでください。
ハローワークが
全力でサポート
します！



臨時相談窓口って何？

- ★児童扶養手当の現況届提出期間に、市役所等にハローワークの就職支援ナビゲーターが出張相談いたします。
- ★ひとり親の方が現況届を提出した後、就職までワンストップで相談できる体制をつくることで、ひとり親の方の安定した就労、安定した生活に向けた支援を行います！



働いていても相談できるの？

★お子さんの成長に伴い、キャリアアップや正社員就職を希望するひとり親の方も多くいます。ハローワークなら、在職者の方も相談できます。

★普段は忙しく、ハローワークに行けないという方に対して、臨時相談窓口は”**きっかけの場**“として大いに力を発揮します。

★ひとりで悩まないで、ご相談ください！！

鹿児島県では？

平成30年度には、**31**の自治体で臨時相談窓口が設置されました。

平成29年度のキャンペーンでは**108**件の相談が寄せられ、

81人の方が、この事業の支援対象者となり、

46人（うち正社員 **17**人）の方の就職が決まりました。

（※ 平成30年度の実績については令和元年7月末現在で取りまとめます）

あとで面倒なんじゃないかな？・自力で探せるから大丈夫！
とされている方も、事業の参加にかかわらず、
自分の考えを整理するきっかけとして、
この機会に窓口を訪ねてみてはいかがでしょうか。

お問合せは、お住まいの地域を管轄する
ハローワークまで！



鹿児島労働局・県内各ハローワーク



鹿児島労働局発表
令和元年7月30日

報道関係者 各位

【照会先】鹿児島労働局

雇用環境・均等室

室長 大庭 直美

室長補佐 渡邊 光広

電話 099-223-8239

職業安定部需給調整事業室

室長 泉 仁志

係長 郷之丸広美

電話 099-803-7111

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて
「均等・均衡待遇に関する特別相談窓口」を開設します！

～ 令和元年8月1日から開設 ～

鹿児島労働局（局長 ^{こばやし} 小林 ^{ごう} 剛）は、2020年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働法（中小企業の適用は2021年4月1日）及び改正労働者派遣法※について、働く方々や企業の担当者からの疑問や相談にお答えするための特別相談窓口を以下のとおり開設します。

均等・均衡待遇に関する特別相談窓口

◇開設日 令和元年8月1日（木）

◇時間 8時30分から17時15分（土日祝日、年末年始除く）

◇窓口

●パートタイム・有期雇用労働法については

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

電話 099-223-8239

所在地 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F

●改正労働者派遣法については

鹿児島労働局 職業安定部需給調整事業室

電話 099-803-7111

所在地 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階

※パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内における正社員と短時間労働者や有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止（均等・均衡待遇）

改正労働者派遣法では、派遣先の労働者との均等・均衡待遇又は一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することが義務化

<添付資料>

1. 「均等・均等待遇に関する特別相談窓口」チラシ
2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

均等・均衡待遇に関する特別相談窓口

令和元年8月1日から開設します！

鹿児島労働局では、パートタイム・有期雇用・派遣で働く方々や企業からのご相談をお受けします。

相談
無料

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が
2020年4月1日から施行されます

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が禁止をされ、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。(不合理な待遇差の具体例などを示した同一労働同一賃金ガイドラインが指針として定められています。)

たとえば…

- ？ 同一労働同一賃金の制度内容がわからない。
- ？ どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない。
- ？ 正社員との待遇差が気になる。



お気軽にご相談ください！

匿名相談可 プライバシー厳守

- 受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始除く)
※まずはお電話でご相談ください。

- パートタイム・有期雇用労働法については
雇用環境・均等室 電話番号：099-223-8239
(〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階)

- 改正労働者派遣法については
職業安定部需給調整事業室
電話番号：099-803-7111
(〒892-0847 鹿児島市西千石1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階)

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「鹿児島働き方改革推進支援センター」
(TEL 0120-221-255) もご利用できます。



雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法 2020年4月1日に施行

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

改正の目的

正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と
非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との
不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることを禁止
ガイドライン※¹より、どのような待遇差が不合理に当たるかが示されています。

※¹ いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定

均衡待遇規定
(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定
(差別的取扱いの禁止)



下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容※²、②職務内容・配置の変更の範囲
※² 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○+労使協定
ガイドライン	× → ○	× → ○	× → ○

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができます。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容※ ³ （雇い入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○

※³ 賃金、福利厚生、教育訓練など

③ 行政による事業主への助言・指導等や

裁判外紛争解決手続(行政ADR)※⁴の規定の整備

※⁴ 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

【問い合わせ先】

■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

鹿児島労働局雇用環境・均等室 (TEL) 099-223-8239
鹿児島労働局山下町庁舎 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

■ 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ

鹿児島労働局職業安定部需給調整事業室 (TEL) 099-803-7111
鹿児島労働局西千石庁舎 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル

■ 具体的な労務管理の手法に関する相談

鹿児島働き方改革推進支援センター
(TEL) 0120-221-255 (フリーダイヤル)
鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F